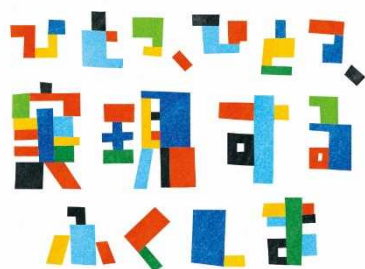


福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業補助金

交付先団体公募要領

申請受付期間：令和6年7月2日（火）～7月16日（火）



令和6年度

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-8286

FAX：024-521-7932

I. 制度の概要

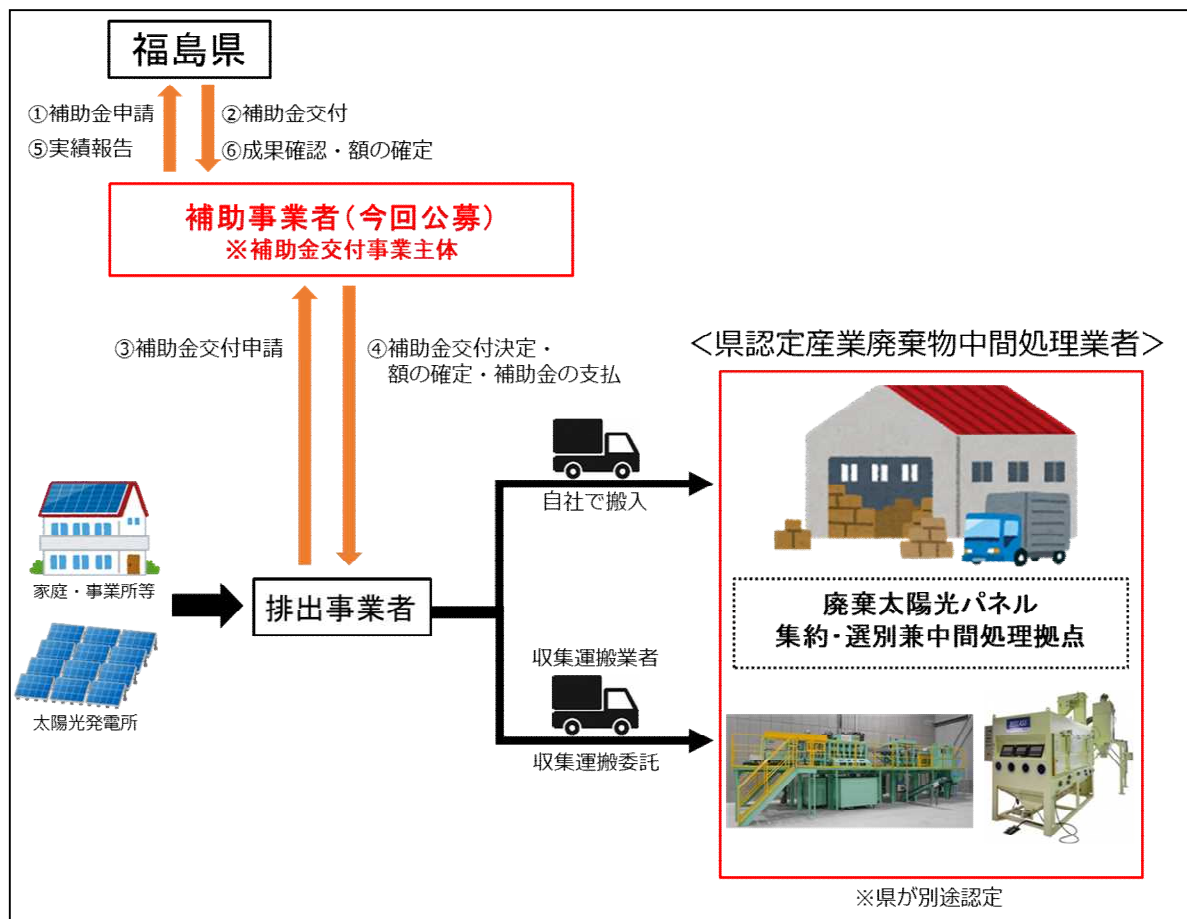
1 趣旨

県内に導入された太陽光パネルの適切なリサイクルを推進するため、県が行う「PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業」の一環として、知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う「福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業」に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象となる事業

補助金は、補助事業者が、県内で発生する廃棄太陽光パネルのリサイクルを推進するために、廃棄太陽光パネルを排出する者（排出事業者）が、リサイクルを目的として県が認定する産業廃棄物中間処理業者に廃棄太陽光パネルの処理委託を行う際の費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に交付するものとします。

事業イメージは以下のとおり。



※補助事業者は、排出事業者が県認定産業廃棄物中間処理業者へ、廃棄する太陽光パネルの処理委託を行う場合に、補助金を交付するものとします。

3 補助金の区分等

補助金の区分、補助対象経費の内容及び補助率は次のとおりとする。

補助金の区分等

区分	補助対象経費の内容	補助率
(1) 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金	<p>補助対象者に交付する事業費</p> <p>ただし、補助1件当たりの補助金の額は次に掲げる額とし、1件毎に円未満は切り捨てる。</p> <p>・太陽光パネルリサイクルを推進するために県が別途認定する産業廃棄物中間処理業者へ廃棄する太陽光パネルの処理委託を行う場合に、廃棄する太陽光パネルの重量(kg)に100円を乗じて得た額とし、上限50万円とする。</p>	10分の10以内
(2) 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事務に伴う一般事務費	<p>補助事業を行うために要する事務経費であり、次に掲げるもの。</p> <p>・旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、事務手数料（補助1件当たり、1,100円とする。）</p>	10分の10以内

前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。

ア 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。

イ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

4 対象者

(1) 対象者は、県内に主たる事務所を置く法人格を有する団体であつて、産業廃棄物の適正処理等の推進を行う団体とします。

(2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な体制が構築されていること。

イ 補助事業を的確に遂行するため、当該分野に関連する事業の実績又は知見を有すること。

(3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月末日までとします。

6 補助事業終了後の実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

7 採択件数及び補助上限額

補助金の採択件数は1件（1団体）、補助上限額は5,000千円とします。

8 補助金の支払方法

補助事業の補助対象経費の支払いを証明する書面（振込票、領収書等）を確認し、補助金の額の確定後に補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分や事業実施内容に変更が生じる場合（軽微な変更を除く）、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、予め県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により作成した書類及び関係書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

10 審査方法

- (1) 県が設置した審査会において書面審査を行い、1者を採択します。
- (2) 採択に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書等作成の際にご留意ください。

ア 補助事業の理解度

- ・補助事業の趣旨に沿った事業計画となっているか。

イ 補助金交付団体としての適格性

- ・産業廃棄物の適正処理に関する理解があり、補助事業の遂行に必要な組織体制となっているか。
- ・補助金交付事業の経験・実績や、補助金交付事務の経験のある者の配置があるか。

ウ 経費計上の妥当性

- ・対象経費の計上について妥当性があるか。

11 公募期間

令和6年7月2日（火）～ 7月16日（火） ※申請受付期間

審査後、その結果（採択又は不採択）を申請者あてに通知することとします。

その後、採択、交付決定、補助事業開始となります。

12 その他

採択となった場合には、団体名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承願います。

- 1 3 本事業に関する問い合わせ先
福島県商工労働部次世代産業課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
電話 024-521-8286
FAX 024-521-7932
電子メール kankyo-recycle@pref.fukushima.lg.jp

II. 申請に必要な書類等

以下の書類を申請受付期間内に4部（正本1部、副本3部）提出してください。

- 1 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業補助金交付申請書（第1号様式）
※補助金交付要綱様式
- 2 事業計画書（別紙1）
※補助金交付要綱様式
- 3 補助事業に要する経費内訳書（別紙2）
※補助金交付要綱様式
- 4 暴力団排除に関する誓約書
※本募集要領様式
- 5 役員一覧
※本募集要領様式
- 6 団体規約又は定款
※写し可

【提出先】

福島県商工労働部次世代産業課
〒960-8670（県庁専用郵便番号）
福島市杉妻町2-16
電話 024-521-8286
FAX 024-521-7932
電子メール kankyo-recycle@pref.fukushima.lg.jp
募集案内ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/pv-reuse-recycle.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業補助金の交付が拒絶またはその交付決定が取消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団関係企業・団体
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
 - ① 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ② 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

2 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記2(1)～(5)の行為があった場合は法的処置(民事、刑事)を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所(または所在地)

社名

代表者名又は個人事業主の氏名

(責任者氏名： 、担当者氏名： 、連絡先：)

役員一覧

事業者名：

役職名	フリガナ	住所	生年月日	性別
	氏名			

※この情報は、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する方が役員に含まれていないことの確認のために必要となります。

※個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。